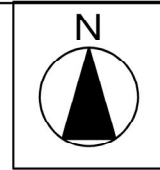
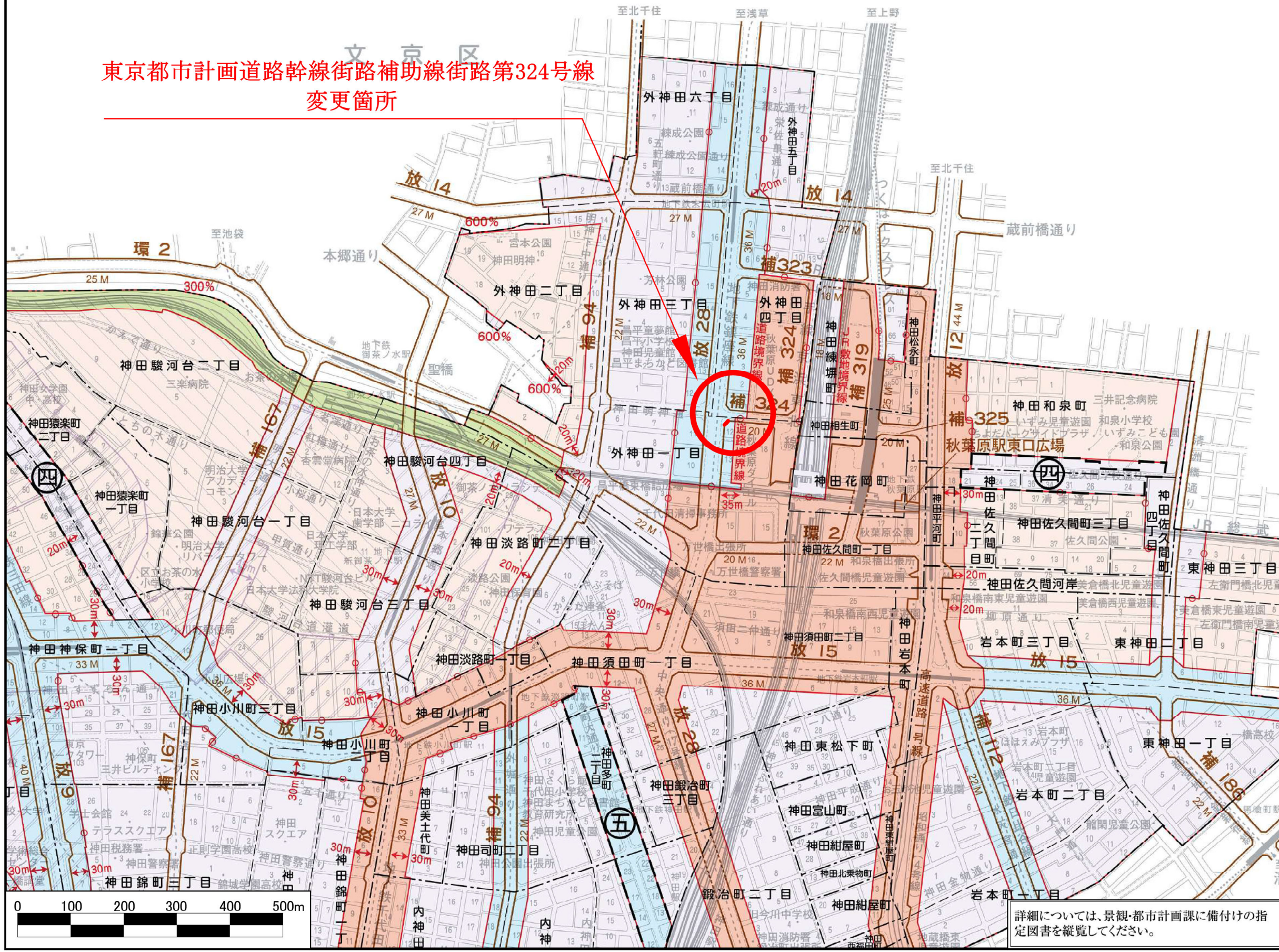


東京都市計画道路幹線街路補助線街路第324号線 総括図

〔東京都決定〕



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第324号線
変更箇所



凡 例

● 用途地域 (令和5年4月28日最終変更)、防火・準防火地域

種別	容積率	用途地域の種類	建蔽率	防火地域 準防火地域
第一種住居地域	300%	第一種住居地域	60%	準防火
	400%		防火	
	500%			
第二種住居地域	300%	第二種住居地域	60%	準防火
	400%		防火	
	500%			
商業地域	400%	商業地域	80%	防火
	500%			
	600%			
	700%			
	800%			
	900%			
	1000%			
1200%				
1300%				

● 特例容積率適用地区

種別	特例容積率適用地区
第一種	文教地区
第二種	文教地区

● 文教地区

種別	第一種	第二種
第一種	文教地区	文教地区
第二種	文教地区	文教地区

● 中高層階住居専用地区

種別	第二種中高層階住居専用地区	第四種中高層階住居専用地区	第五種中高層階住居専用地区
第一種	第二種中高層階住居専用地区	第四種中高層階住居専用地区	第五種中高層階住居専用地区
第二種	第二種中高層階住居専用地区	第四種中高層階住居専用地区	第五種中高層階住居専用地区
第三種	第二種中高層階住居専用地区	第四種中高層階住居専用地区	第五種中高層階住居専用地区
第四種	第二種中高層階住居専用地区	第四種中高層階住居専用地区	第五種中高層階住居専用地区
第五種	第二種中高層階住居専用地区	第四種中高層階住居専用地区	第五種中高層階住居専用地区

● 路線式30m及び街区指定 (下記以外のところは路線式20m)

種別	路線式30mのところ (都市計画道路は計画線から)	街区指定のところ
第一種	路線式30mのところ (都市計画道路は計画線から)	街区指定のところ
第二種	路線式30mのところ (都市計画道路は計画線から)	街区指定のところ
第三種	路線式30mのところ (都市計画道路は計画線から)	街区指定のところ
第四種	路線式30mのところ (都市計画道路は計画線から)	街区指定のところ
第五種	路線式30mのところ (都市計画道路は計画線から)	街区指定のところ

● 日影規制 (建築基準法に基づく指定)

規制される日影 (敷地境界線からの水平距離)	制限をうける建築物の高さ	測定水平面の高さ
5mをこえ 10m以内	10mをこえる	平均地盤面 から4m
5時間以上	3時間以上	10mをこえるもの

● 特定行政庁が指定する区域の内容 (建築基準法に基づく指定)

種別	A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6 道路斜線1:1.5 隣地斜線31m+1:2.5 B: 隣地斜線制限なし C: 道路幅員による容積率の低減係数0.8
第一種	A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6 道路斜線1:1.5 隣地斜線31m+1:2.5 B: 隣地斜線制限なし C: 道路幅員による容積率の低減係数0.8
第二種	A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6 道路斜線1:1.5 隣地斜線31m+1:2.5 B: 隣地斜線制限なし C: 道路幅員による容積率の低減係数0.8
第三種	A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6 道路斜線1:1.5 隣地斜線31m+1:2.5 B: 隣地斜線制限なし C: 道路幅員による容積率の低減係数0.8
第四種	A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6 道路斜線1:1.5 隣地斜線31m+1:2.5 B: 隣地斜線制限なし C: 道路幅員による容積率の低減係数0.8
第五種	A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6 道路斜線1:1.5 隣地斜線31m+1:2.5 B: 隣地斜線制限なし C: 道路幅員による容積率の低減係数0.8

詳細については、景観・都市計画課に備付けの指定図書を縦覧してください。